

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和6年10月17日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	報 告	28	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度和泉市一般会計補正予算(第2号))【都市環境所管分】	P. 40
2	議 案	55	令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 57
3	議 案	56	令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 59
4	議 案	57	泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について	P. 62
5	議 案	58	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	P. 66
6	議 案	63	令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)【都市環境所管分】	P. 83
7	議 案	66	令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	P. 99

分割付託案件内訳

※ 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度和泉市一般会計補正予算(第2号))

○歳出のうち

4 款 衛生費

※ 議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

○歳出のうち

5 款 農林水産業費

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

7 款 土木費

○債務負担行為補正

万博催事関連事業

富秋中学校区等公共施設整備事業者選定支援事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	飯 阪 光 典	副 委 員 長	山 本 秀 明
委 員	小野林 治三夫	委 員	早乙女 実
委 員	大 坪 靖	委 員	井 阪 雄 大
委員（副議長）	吉 川 茂 樹	委 員	松 田 義 人

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

議 長 関 戸 繁 樹

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副 市	長	森 吉 豊
副 市	長	吉 田 康 人
参 与		並 木 敏 昭
環 境 産 業 部 長		山 崎 光 一
都 市 デ ザ イ ン 部 長		林 田 勝 巳
都 市 デ ザ イ ン 部 理 事		千 田 和 人
上 下 水 道 部 長		近 藤 真 一
消 防 長		岡 田 辰 雄

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	事務局次長兼総務課長	藤 原 準
総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝	総務課議事調査係主事	内 田 有 咲

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○飯阪光典委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○飯阪光典委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、山本副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また関戸議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○飯阪光典委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○飯阪光典委員長 議事に入る前に報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

並木参与。

○並木敏昭参与 参与の並木です。

都市環境委員会所管の課長級以上の職員を紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図を御覧願います。

まず、私、参与の並木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

以降、順次、各所属長から組織機構説明並びに職員紹介をさせていただきます。

○飯阪光典委員長 山崎環境産業部長。

○山崎光一環境産業部長 おはようございます。環境産業部長の山崎です。

それでは、環境産業部の組織機構及び課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

お手元の行政機構図1ページから3ページでございます。

まず、環境産業部の組織機構といたしましては、環境政策室、産業振興室の2室で構成されておりまして、職員数は38名でございます。

次に、課長級以上の職員を御紹介申し上げます。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 林田都市デザイン部長。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

それでは、都市デザイン部の組織機構及び課長級以上の職員を紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図の4ページから8ページを御覧ください。

組織体制といたしましては、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室の5室体制で、職員数は100名でございます。

次に、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

それでは、上下水道部の組織機構及び課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図の9ページから10ページを御覧ください。

組織機構としましては、経営総務課、お客様サービス課、水道施設室、下水道整備課の1室3課体制で、職員数は51名です。

次に、課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

(職員紹介)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 岡田消防長。

○岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

消防本部の組織機構及び課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

都市環境委員会関係行政機構図の11ページから13ページを御覧ください。

組織体制としましては、本部は総務課、予防課、警備課、3課8係30名で、消防署につきましては、和泉消防署等と中央消防署の2署2分署の24時間体制で、警防第一課と警防第二課に分かれ、2交代137名で業務を行っています。

次に、課長級以上の職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○飯阪光典委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○飯阪光典委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））〈都市環境所管分〉

○飯阪光典委員長 議事第1、報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する報告の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

藤間環境保全担当課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境政策室環境保全担当課長の藤間です。

議案書40ページの報告第28号をお願いいたします。

国の交付金を活用した再エネ・省エネ機器設置促進事業を新規で開始するに当たり、補正予算の市長専決処分を行ったものでございます。

太陽光発電設備や蓄電池などの設置に対する補助を行うという本事業の性質上、機器の設置完了までには相応の期間を要することが想定され、国からの交付決定後、できるだけ早い事業開始が必要であることから、地方自治法に基づき8月23日に補正予算の市長専決処分をさせていただきました。一方、地方自治法では、次の議会において報告し承認を求めるとされており、このたび補正予算専決処分の承認をお願いするものでございます。

詳細は、議案書41ページから44ページにかけて記載しており、うち43ページと44ページを併せてお願いいたします。

43ページ、歳入としましては、国からの地域脱炭素移行再エネ推進交付金3,932万円を活用するものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

歳出としまして、申請に係る問合せや業務審査などの事務委託料として300万円、市民、事業者への補助金として3,632万円の合計3,932万円を予定するものです。

なお、補助金の原資及び事務委託料は国の交付金を全て活用し実施するものです。

続きまして、本案件の補足資料について御説明させていただきます。

右上に、令和6年第3回定例会、報告第28号補足資料と記載している再エネ・省エネ機器設置促進事業概要資料を御覧ください。

初めに、1、目的です。

本事業は、本市の脱炭素化を推進するため、市民、事業者に対して太陽光発電設備や蓄電池、エネファーム、エコキュートといった再エネ・省エネ機器の設置に係る導入補助を行うものです。国からは、令和6年度からの5年間で約7億3,000万円の交付金が予定されており、その交付金に基づき実施予定です。

次に、(2)対象設備、補助金の額などをお願いします。

表のとおり、個人向けには4つの対象設備、事業者向けには2つの対象設備に対して一定条件の下、設備導入のための補助金を交付するものです。

例えば、表の中、個人のうち①太陽光発電設備で申し上げますと、1キロワット当たり7

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

万円の補助で最大70万円までを補助いたします。

最後に（3）周知についてです。

補正予算の市長専決処分日であります8月23日からホームページ、SNSなどで情報発信を開始しております。また、広報10月号にも掲載しており、今後も継続した情報発信に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○飯阪光典委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

報告第28号の本委員会所管部分を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第28号の本委員会所管部分は承認されました。



◎議案第55号 令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について

○飯阪光典委員長 議事第2、議案第55号 令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第55号 令和5年度和泉市水道事

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

業会計剰余金の処分について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

今回の剰余金処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、和泉市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を行うもので、使用目的に応じて未処分利益剰余金を処分するものでございます。

それでは、58ページの計算書を御覧ください。

右から3列目の未処分利益剰余金の欄になりますが、一番上の段の令和4年度に当たる前年度末残高に令和5年度に当たる当年度変動額を加え、表中段の当年度末残高は12億1,881万2,102円となるもので、そのうち、次の段の7億4,461万1,009円を今回処分するものでございます。

その内訳としましては、処分する優先順に申しますと、資本金への組入れが5億6,461万1,009円、また、不測の事態に備え、利益剰余金を給水収益の約2か月分留保することとし、減債積立金への積立てを1億8,000万円とするものです。

最下段の当年度末処分後残高は、資本金が114億4,427万7,078円、未処分利益剰余金は4億7,420万1,093円となり、積立金を加えた利益剰余金合計は16億4,161万5,436円になるものでございます。

なお、参考資料として61ページに関係法令の抜粋を記載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第55号 令和5年度和泉市水道事業会計剰余金の処分についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第55号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号 令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

○飯阪光典委員長 議事第3、議案第56号 令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第56号 令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

今回の剰余金処分につきましては、先ほどの水道事業会計と同様に、和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を行うもので、使用目的に応じて未処分利益剰余金を処分するものでございます。

それでは60ページの計算書を御覧ください。

右から3列目の未処分利益剰余金の欄になりますが、一番上の段、令和4年度に当たる前年度末残高に令和5年度に当たる当年度変動額を加え、表中段の当年度末残高は11億8,930万2,509円となるもので、そのうち、次の段の7億7,557万6,284円を今回処分するものでございます。

その内訳としましては、処分する優先順に申しますと、資本金への組入れが3億7,557万6,284円、また、不測の事態に備え、利益剰余金を下水道使用料収入の約2か月分留保することとし、減債積立金への積立てを4億円とするものです。

最下段の処分後の残高は、資本金が79億6,481万4,176円、未処分利益剰余金は4億1,372

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

万6,225円となり、積立金を加えた利益剰余金合計は11億1,743万1,411円になるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第56号 令和5年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第56号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号 泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾について

○飯阪光典委員長 議事第4、議案第57号 泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

林田都市デザイン部長。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第57号 泉大津市が本市区域内に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

市道を認定することの承諾について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の62ページから65ページでございます。

泉大津市が当該市区域を越えて本市区域内に市道路線を認定することについて承諾するに当たり、道路法第8条第4項の規定により御審査をお願いするものでございます。

認定しようとする路線名は、末広町2号線、和泉市葛の葉町三丁目413番7先を起点とし、終点、和泉市葛の葉町三丁目413番11先までの延長237.1メートル、幅員6.7メートルから12.7メートルでございます。そのうち、本市区域の延長は92.8メートル、幅員6.7から12.7メートルであり、当該地は葛の葉町三丁目223番1、411番2、411番3、413番2、413番3、413番4及び421番1となります。

参考資料としまして63ページに位置図、64ページに路線図を、65ページには道路法の抜粋を掲載しておりますので、御参照願います。

なお、本議会の承諾を得た後、泉大津市議会にて市道認定が諮られる予定となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、泉大津市が本市区域内に市道を認定することの承諾についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第57号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○飯阪光典委員長 議事第5、議案第58号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第58号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書の66ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、新たに岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、変更する規約（案）の内容につきまして、67ページの新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

別表第2の藤井寺市の前に、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は令和7年4月1日から施行するとしております。

なお、参考資料といたしまして、68ページに関係法令の抜粋を記載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第58号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第58号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)〈都市環境所管分〉

○飯阪光典委員長 議事第6、議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明も本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

中島農林担当課長。

○中島 亨環境産業部産業振興室農林担当課長 農林担当課長、中島です。

議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)のうち、農林担当所管部分について説明させていただきます。

議案書85ページの5農林水産業費97万5,000円です。

88ページをお願いします。

中段、5農林水産業費で18負担金補助及び交付金、大阪版認定農業者支援事業補助金の97万5,000円で、内訳は府75万円と市22万5,000円となっております。

別添補足資料のとおり、本件は、地産地消に取り組む農業者として大阪府認定地域貢献型

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

農業者に登録されております桑原地区の6名の農家グループが共同利用でのトラクターを購入するに当たり、大阪府が制定しております大阪版認定農業者支援事業補助金交付要綱を活用するもので、それに伴いまして、本市におきましても、和泉市大阪版認定農業者支援事業補助金交付要綱で定めた補助金を交付しようとするものでございます。

明細は、トラクターの購入費の補助対象経費225万円、府補助対象が対象経費の3分の1の75万円、本市は対象経費の10分の1で22万5,000円、残り127万5,000円が受益者負担となっております。

なお、本来であれば、来年度の予算編成にて実施する予定でありましたが、大阪府から支援事業についての追加要望調査が行われ、今年度のトラクター導入が前倒しで決定したため、今回補正予算を計上したものとなっております。

以上、誠に簡単ではございますが、補正予算のうち農林担当所管部分の説明を終わらせていただきます。

○飯阪光典委員長 船津富秋中学校区等まちづくり担当課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）のうち、富秋中学校区等まちづくり担当所管分の補正予算について御説明いたします。

議案書85ページ、歳出として7 土木費249万6,000円です。

併せて88ページをお願いいたします。

下から2段目、7 土木費、富秋中学校区等まちづくり推進事業として、12委託料、公共施設整備事業者選定支援委託料追加249万6,000円です。

次に、ページ戻っていただきまして、議案書86ページ、債務負担行為補正として、2段目、富秋中学校区等公共施設整備事業者選定支援事業854万3,000円です。

補正理由については、補足資料の補正一覧表により御説明いたします。

補足資料1 ページをお願いいたします。

中段、7 土木費の富秋中学校区等まちづくり推進事業です。

本件は、富秋中学校区等における市営住宅集約建て替えほか公共施設整備等事業における事業者選定について、要求水準書等の作成や入札手続等の支援、契約締結支援を受けるものとして、令和4年度から令和6年度までの3か年で進めている支援業務において、令和6年1月末に入札公告し、入札手続を行ってきましたが、応札がなかったため、令和6年6月末

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

に入札を中止いたしました。

再入札公告に向けて、令和6年10月末頃に実施方針（案）等の再公表を行う予定ですが、現委託内容では、実施方針（案）等の再公表及び再入札公告に係る業務内容が含まれていないため、下記に記載した追加が必要な業務内容として、再公表に向けた実施方針（案）及び要求水準書（案）等の修正や再入札公告に向けた入札説明書等の修正などが新たに発生するとともに、当該委託料の委託契約期間については、市営住宅集約建て替えほか公共施設整備等事業の事業者との契約締結までは必要ですので、現契約においては本年12月27日までとなっておりますが、契約期間を延長する必要があります。この業務に係る費用として令和6年度の歳出249万6,000円、令和7年度の債務負担行為854万3,000円の合計1,103万9,000円の補正を行うものです。

以上、簡単ではございますが、議案第63号のうち、富秋中学校区等まちづくり担当所管分の説明とさせていただきます。

○飯阪光典委員長 武市商工観光担当課長。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長 商工観光担当課長の武市です。

議案第63号 一般会計補正予算（第4号）の商工観光担当所管部分について御説明いたします。

議案書86ページ、債務負担行為の1段目、万博催事関連事業について御説明申し上げます。

内容につきましては、補足資料のほうの中で御説明させていただきます。

補正の一覧表の下段、債務負担行為補正につきまして御説明申し上げます。

補足資料の2ページのほうをお願いいたします。

初めに、事業名でございますが、万博催事関連事業です。

次に、債務負担額でございますが、4,915万円を全額債務負担行為で計上しております。

次に、補正理由でございます。

令和7年4月13日から10月13日までの184日間、55年ぶりの国家的イベントとして2025大阪・関西万博が大阪市夢洲で開催されます。万博には人、物呼び寄せる求心力と発信力があり、地球規模の様々な課題に取り組むため、世界各地から英知が集まる場となることから、開催地大阪の自治体として、このまたとない機会により多くの市民が未来社会を体感できるよう、万博への参加及び来場の機会を創出するとともに、本市の魅力を国内外へ効果的に発信するため様々な催事を実施するものでございます。

本市が参加、実施する催事につきましては、和泉市大阪・関西万博催事実行委員会を令和

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

6年6月に立ち上げ、市内各種団体の代表者が参画し、事業内容について検討を行っております。このたび、催事内容が決定し、必要経費を算出する中で、令和7年5月に初めの参加があることから、また、直通バス等についても、実施に当たり事前に契約行為等が必要となることから、債務負担行為の補正予算要求をするものです。

次に、事業内容でございます。

(1) 府・市万博推進局において実施されるEXPO2025大阪ウィーク関連催事でございます。

この大阪ウィークにつきましては、大きく3つのイベントに分かれており、①コアイベントとしてEXPOメッセ会場で実施されるもの、②同じくコアイベントとしてEXPOアリーナ会場で実施されるもの、③は、レギュラーイベントとして2025大阪和泉市デーを実施するものです。

①、②につきましては、大阪府内の43市町村が各会場で行われる催事に参加するもので、一覧表に記載しておりますとおり、春、夏、秋にそれぞれ期間を設けて行うものでございます。

①のメッセ会場では、屋内施設にて展示、体験、飲食のブース出展となっております。

②アリーナ会場では、屋外ステージ等でだんじりみこしの出展や盆踊りの出演、また、本市友好姉妹都市である南通市とのコラボステージの出演を予定しております。

また、③につきましては、大阪府内の各市町村の独自イベントを行うもので、本市としては5月18日日曜日に2025大阪和泉市デーとしまして、和泉市大阪・関西万博催事実行委員会にて内容の検討をいただき、大阪ヘルスケアパビリオンの屋外ステージにて開催するものです。

次に、(2) 万博首長連合関連催事でございますが、全国から加盟している市町村で組織された首長連合が実施するもので、本市からは、枚方市、三島市、箱根町の3市1町で連携して出展するものです。

内容としましては、久保惣記念美術館の浮世絵を使ったすり体験を行うものでございます。

次に、(3) 万博直通バス運行事業でございます。

こちらのほうにつきましては、議案第63号補足資料、和泉市大阪・関西万博直通バス事業補助金交付要綱(案)綱領にて詳細を記載しております。

補足資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

1、目的でございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

2025年大阪・関西万博会場への直通バス運行及び利用に係る経費について補助金を交付することにより、万博に参加する市民の負担軽減及び会場までの交通に係る利便性向上を図ることを目的とするものでございます。

2、対象者及び補助金の額でございますが、旅行事業者、バスツアーの誘致をするため、市と万博会場への直通バスの運行に係る協定を締結した旅行事業者に対し、運行1回当たり4万円を上限とした市民の利用者1人当たり1,000円の補助金を交付するものでございます。

次に、各種市民団体が団体でバスを賃貸借した場合に、1台当たり20人以上でバスを利用し参加した市民団体を条件として、市民の利用者1人当たり1,000円の補助金を交付するものでございます。

なお、大阪府が実施する大阪・関西万博無料招待事業の対象となる団体、いわゆる学校等での校外活動での実施でのバスの利用は除くものとしております。

3、交付申請及び交付決定、4、実績報告、交付額の確定及び交付請求、5、交付決定の取消し及び補助金の返還については記載のとおりとなっております。

次に、補足説明資料のほうに戻らせていただきます。

先ほどの資料に戻りまして、参考としまして、和泉市大阪・関西万博催事実行委員会委員の名簿のほう及び2025大阪和泉市デーを実施します大阪ヘルスケアパビリオンのイメージ図を記載しております。

なお、本事業の原資につきましては、全額ふるさと元気寄附を活用するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、万博催事関連事業についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○**飯阪光典委員長** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

早乙女委員。

○**早乙女 実委員** すみません、共産党の早乙女です。何点か、富秋中学校区のまちづくり構想の分の委託料の追加と、それから、令和6年度から7年度の債務負担行為が2つ上がりますので、このことに関して数点お聞かせをいただきたいと思っております。

この事業の分で、先ほどの説明でいわゆる応札がなかったという、そういう報告があったんですけども、詳しい報告はこの後の協議会資料で出されてるんですけども、その中で、事業者ヒアリングを行って、内容の一つに予定価格が合わないという、こんな意見があった

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ということが記載されているので、ちょっと前後して申し訳ないんですけど、議案のほうが先だったんで、そのことも含めてちょっと質問させていただきます。

結局、このことで民間事業者の言いなりに事業費だけが値上げというか、さらに予算が要るということになってるんじゃないかなという気がするんですが、その辺は予定価格に合わないということだけで、こういった事業者の言いなりで補正を組むというのはいかがなものかなと思うんですけども、この辺の理由も含めて少し内容を説明していただけたらと思います。

○**飯阪光典委員長** 船津課長。

○**船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長** 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

再入札公告に係る事業費については、事業範囲等の見直しに合わせて現在算出中であり、今後、予定価格を精査した上で本年第4回定例会に補正予算をお諮りする予定ですので、現時点で具体的な金額は明言できませんが、建設資材等の高騰などを踏まえ、物価変動の反映等により見直しを行う必要があると考えています。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 早乙女委員。

○**早乙女 実委員** 予定価格そのものが合わないということで、どれだけ上がるんだというあたりは、細かい、現時点では明確に言えないということなんで、そういうふうにお聞きしておきますけども、建築資材の高騰や物価変動の反映、この辺は盛り込んだという、そんな回答だったと思いますんで、取りあえずそういうふうにお聞かせいただきます。

こういった対応をすることで事業範囲等の見直しも行うということなんですが、これで先ほどの最初の事の発端で応札がなかったという、そういうことなんですけども、これで入札参加する事業者というのがどれぐらい増えるというふうに見込んでおられるのか、お聞かせください。

○**飯阪光典委員長** 船津課長。

○**船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長** 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

今回の変更案によりどれくらいの事業者が入札に参加されるかにつきましては、今後、公表を予定しております実施方針（案）等を事業者が確認の上、人員や受注状況等により判断されますので、明言はできません。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

しかし、競争性の確保の措置については、入札中止以降、原因究明を図るため事業者ヒアリングを実施し、事業者からの意見を踏まえ、事業参加に至らなかった原因に対応することにより、現時点で競争性が確保できるよう、できる限りの取組は行ったものと考えています。以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 今回の段階でどれぐらい増えるかというところは予測できないということなんだけど、それなりの意見を踏まえて対応はしてるんで一定増えるだろうという、その辺の取組は行ったという、そういう回答なんですけど、これ、あくまで予定であって増えるかどうかというのは未知数だろうと思うんです。

つまり、こういったデザインビルドのやり方そのものの、はっきり言って欠点が出てるんじゃないかなという気がします。

工期を短縮するとかいろんなメリットをおっしゃってたんですけども、結局はこういう形で応札に応じなければヒアリングやって、さらに上乘せしていくという、たちごっこみたいな形で、最初に言ったように、業者言いなりで価格がどんどん上がるだけじゃないのかなという、そんな気がしてますんですが、このデザインビルド方式そのものを見直して、分離分割発注での今までと同じような形でやれることはできないのかという、この辺の考え方についてちょっとお聞かせください。

○飯阪光典委員長 船津課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

再入札公告に向けたポイントとして、スピード感を持った事業者選定の実施を行う上で、最も早くリスタート及び事業期間の短縮が可能な方法として、デザインビルド方式で進めようとするものです。

仮に、従来の事業範囲の全てを従来方式による分離分割発注とした場合は、おのおのの事業に対して設計・施工ごとに予算化や入札手続が必要となるため、事業期間はデザインビルド方式よりも長期化することが想定されます。

以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 間違いなく事業期間は延びるだろうという気は私もしてます。ただ、それじゃ駄目なのかという形ですよ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

応札がなくて、ヒアリングをやって、価格をどんどん上げなきゃ仕方がないみたいな、そんなやり方でやるよりは、はっきり言って、期間も決めて今までどおりのやり方で発注を出して入札をやったほうが、私はより確実に競争性は確保できるんじゃないかなと思ってますんで、取りあえず今の回答でお聞きはしておきます。

質問は以上です。終わります。

○**飯阪光典委員長** 他にございませんか。

山本副委員長。

○**山本秀明副委員長** 山本です。

債務負担行為の万博の関連事業のうち、万博直通バス運行事業について少しお聞きしたいんですけども、万博関連の事業に関しましては、第1回の定例会のいわゆる協議会報告のほうで御報告いただいてまして、万博会場への直通バスの運行の検討ということで、当初、直接シャトルバスの運行を行っていくというような形で御報告をいただいてたというふうに思うんですけども、今回、こういう形で旅行者のバスツアーの誘致ということと団体への補助という形で事業をお示しされてるんですけども、予算も上がってきてるんですけども、方向性が変更になってきたこの経緯について御説明いただけますでしょうか。

○**飯阪光典委員長** 武市課長。

○**武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長** 商工観光担当課長の武市です。

令和5年12月に万博に関するアンケート調査を実施したところ、約3,000人の回答者の中から、約6割の方が直通バスが運行されれば利用したいとの結果があったことから、直通のシャトルバスの運行について、バス事業者や旅行事業者等にヒアリングをしてみました。

しかしながら、事業者からは、長期間決まった日時に定期運行のバスを実施するには、バスの確保や運転手の確保が非常に厳しいとのことから、市で直営するシャトルバスの運行から方向転換し、和泉市出発のバスツアーを実施する旅行事業者の誘致及び市民団体のバスの借り上げに対する補助金制度としたものでございます。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 山本副委員長。

○**山本秀明副委員長** 経緯については御説明いただきました。

1点確認したいんですけども、当初、直通バスを運行するとしていたこの事業目的についてはどのようなものだったのか、その点について、当初の事業目的をお示しいただけますでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 武市課長。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長 商工観光担当課長の武市です。

直通のシャトルバス運行の目的としましては、本市から万博会場へのアクセスは、主に電車または自家用車が想定され、複数回の乗換えや会場外駐車場からのバスの乗り継ぎなど、いずれの方法においても煩雑で利用性が低いことが予見されることから、本市から万博会場への直通シャトルバスの運行をすることで、万博へのアクセス向上を図ることを目的としているものでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 ありがとうございます。

そうですね、アンケートによってバスを利用したいという回答が多かったということで、本市から万博会場へ直接運行できるような、いわゆるアクセスの利便性というのを目的として当初は市直営でやろうとしてたんですかね、ということだったというふうに私も認識しております。

それは1点押さえていて、次にちょっと御説明いただきたいのは、直通ではなかなか運転手等の確保も難しかったということで、旅行会社のほうにツアーを組んでもらうということになってるんですけども、この内容についてもう少し詳しくお示しいただけますでしょうか。

○飯阪光典委員長 武市課長。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長 商工観光担当課長の武市です。

ツアーについては、市が直営するシャトルバスの運行から代替手段として、和泉市内を発着場所としたツアーを実施する旅行事業者を誘致することにより、万博会場へのアクセス向上を目的にしています。

内容としましては、発着場所として和泉府中駅、和泉中央駅及び市内南部や北部を含んだ2か所から4か所を想定しております。

また、運行の頻度につきましては、予算の積算上、週1回1便を想定しておりますが、運行事業者の提案によるものとなります。

なお、ツアー料金の設定については、運行事業者が採算性等を基に決定するものであり、市として特に制限はしないものでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○山本秀明副委員長 すみません。内容についてお示しいただいたんですけども、最後のほうにおっしゃっていただいたんですけども、ツアー料金の設定については運行事業者が採算性を基に決定するものであるということで、このツアーに参加する人に関してのいわゆる補助というのは当然ないんですよ。その辺ちょっと確認しておきたいんですけども、その点はいかがですか。

○飯阪光典委員長 武市課長。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長 商工観光担当課長の武市です。

ツアーに参加される方については、直接的な補助というものはないものになっております。以上でございます。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 確認させていただきました。

そやから、当初はアクセスを市としてつくるということで、万博に行く人についての補助というのはなかったんですけども、今回示された中には、団体で行くそのバスを利用する団体についてはもう補助していこうということで、私は、当初の目的からは違う内容の事業が今回出てきたというふうな認識を持っております。

次に、ちょっとお示しいただきたいのは、市民団体への補助、団体に対する補助、この事業の目的や内容について、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○飯阪光典委員長 武市課長。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長 商工観光担当課長の武市です。

市民団体への補助につきましては、アンケートの結果からも直通バスの利便性を求める声も多くあったことから、ツアーバスを誘致することにより、定期運行をシャトルバスほどではありませんが、一定利便性が確保できるものと考えておりますが、今後公募していくことや、旅行事業者の採算性などを検討した中での運行となることから、多くの便数の確保は厳しいことが見込まれるため、その他の手段を検討した中で、地域の各種団体によるバス利用を想定されることも含めて、旅行事業者のバスツアーの補完としまして、団体がバスを借り上げた場合にも同程度の補助をするというものとなっております。

以上でございます。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 今この事業についての目的についてお示しいただいたんですけども、いわゆるバス利用をする業者のツアー自身がどれだけ確保できるか分からないから、その補完

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ということで、目的については、今の説明では、いわゆる利便性の確保みたいなことでおっしゃってたんですけども、さっき資料を説明いただきましたよね、今回の事業目的。すみません、ちょっと待ってくださいね。

先ほど説明していただきました利用補助金交付要綱（案）ということで、この中にはこう書かれていますよ、万博に参加する市民の負担軽減ということで。補助金を交付することにより万博に参加する市民の負担軽減ということになってるんですけども、いわゆる費用の負担軽減ということじゃないんですか。

○飯阪光典委員長 武市課長。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工観光担当課長 商工観光担当課長の武市です。

負担軽減につきましては、交通のアクセスの負担軽減というのが大きな目的となっております、実際ツアーバス、市民の団体の補助につきましても、和泉市から発着するバスが出向するところでの負担軽減ということで考えております。

以上でございます。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 そういう御答弁はいただいたんですけどね。

もう意見だけにしときますけど、私はもうこの事業自身は非常に不可解。もともと和泉市からバスを市として出す必要があったのかどうかについても、私は疑問を持ってるんですけども、新たに参加するところについての補助制度と、市はあくまでもアクセスを、利便性をよくするためということなんですけども、せやけど、参加する市民さんによっては、どうしてもバスで行きたいという人もいてるでしょうし、バスというのは費用が高いでしょうから、もう電車で行きますとか、家族で行くんやったら車で行きますとかいう部分が、いろんな選択肢はあるというふうには思ってるんですけども、今回、個人というか団体について補助を出すということなんですけども、じゃ何でバスで行く人だけに補助を出すんかということになってくるでしょうし、そもそもバスを出した理由としては、アンケートを取った中で、このアクセスを、バスやったら利用したいという、アンケートの結果からということでこの事業を起こしたというふうにおっしゃっておられるんですけども。

先ほど僕、ちょっとそのアンケートを見たんですよ。万博参加するについて、何が問題であるかというのを第1回の定例会で示されたアンケートの中では——ごめんなさい、そこに到達するまでちょっと時間かかるんですけども。皆さんが取ったアンケートの中に、大阪・関西万博に行くための課題があればお聞かせくださいということで、その中で課題とし

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

てるのは入場料の費用、これが56%、交通の手段においては28%なんですよね。

そやから、市民の方というのは、入場料とかそういう料金の問題でいわゆる課題があるということでおっしゃっておられるんですよ。そやから、バスで行く人に補助するんであるならば、努力してしんどい目をしてでも電車で行くと、家族で自動車で行くという人についても、私はそれをするんであるならば、公平に全ての人に補助を出すべきだというふうに思っておりますので、この点については、私の意見ということで申し上げて終わります。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 議案第63号 一般会計補正予算(第4号)に、反対の立場で討論させていただきます。

特に、先ほど質疑でやりました富秋中学校区等のまちづくりに関連して、いわゆる委託料の追加と債務負担行為を追加するという、こんな内容になっています。先ほどの質問で明らかにしたように、結局、事業費が上がるということだし、入札の参加者数も増えるかどうか不明確だということでもあります。

事業期間の短縮が可能ということなんですけれども、事業内容そのものは市営住宅であったり、あと多世代の交流センター、公共施設であるということで、これを何が何でも急いでやる必要があるのかというところが、私自身、大いに疑問だろうと思うんです。

分離分割発注で時間がかかると言うんですけれども、そのほうがより応札の業者関係も確保できるだろうし、競争性は確保されると考えますので、この委託料の追加249万6,000円、債務負担行為の追加854万3,000円は必要ないと考えていますので、反対をいたします。

以上です。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第63号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第63号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○飯阪光典委員長 議事第7、議案第66号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明も本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

藤井経営総務課長。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

議案第66号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長の許可をいただきましたので、その概要をまとめた補足資料にて内容を御説明いたします。

添付ファイルを御覧ください。

資料中段から下の2、補正予算（案）の表も併せて御覧いただければと思います。

まず、上段1ですが、補正予算項目概要になります。

今回補正いたします予算項目につきましては、①公共下水道施工のための実施設計の債務負担行為の追加、②建設改良費の更正減とそれに伴う財源の減額補正となります。

まず、①につきましては、国分2-32-1号線ほか1件の実施設計業務を今年度発注完了を予定しておりましたが、河川の横断が必要で施工調整を行い、また、もう一つの実施設計箇所においてもマンホールポンプの設置が必要となることから、工程を検討した結果、どうしても年度をまたぐという工期の発注になるため、債務負担行為を設定し事業を進めていくものでございます。

次に、②につきましては、大阪府が実施しております岸和田南海線の延伸事業に伴い、公共下水道の新設を計画し、予算を確保していたものですが、翌年度の施行になったということに伴い、工事請負費及び移設補償金の予算を減額するものでございます。

また、委託料におきまして、先ほどの債務負担行為に切り替えたことによる予算の不用や、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

予定しておりました設計積算業務の入札が不調になったことなどによりまして減額をし、合わせて1億5,000万円を建設改良費更正減を行うことといたしました。それに伴い、企業債、国庫補助金の財源更正も措置をしております。

なお、この工事の現計予算の減額に伴い、予算処理上、消費税の納付金が769万7,000円発生をしておるといってございます。

以上、簡単ではございますが、議案第66号の公共下水道事業会計補正予算の内容でございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第66号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○飯阪光典委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(午前11時09分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 飯 阪 光 典